

岐阜県公報

目 次

告 示

急傾斜地崩壊危険区域の指定

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請
大規模小売店舗の変更の届出に関する件

(砂 防 課) 五二五^ハ

(環境生活政策課) 五二六
(商業・金融課) 五二六

告 示

岐阜県告示第四百三十三号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三
条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項
の規定により告示する。

平成二十七年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

区域名	区 域
間 吹 2	次に掲げる土地に存する標柱一号から八号までを順次結んだ線及び標柱一号と八号を結んだ線に囲まれた土地の区域(次の図に示すとおりとする。) 関市中之保 字清水場 四六九九番一 一号 字下屋敷道上工 四四九二番 二号 四四九一番 三号 四四八三番一 四号 四四七一番一・四四七三番合併 五号 四四八一番一 六号 四四八六番 七号 字清水場 四六八六番一 八号

〔次の図〕は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課、岐阜県美濃土木事務所及び関市役所に備え置いて縦覧に供する。

岐 阜 県 公 報

毎 週

(火曜日)

発 行

(休日に当たる
ときは翌日)

平成二十七年七月二十八日

岐阜県告示第四百三十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定したので、同条第三項の規定により告示する。

平成二十七年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

区域名	区	域
美山西部2	次に掲げる土地に存する標柱一号から六号までを順次結んだ線及び標柱一号と六号を結んだ線に囲まれた土地の区域（次の図に示すとおりとする。） 郡上市八幡町美山	
	字風穴 二六六三番三 一号	
	二六六七番一 二号	
	字安貝 二六五九番一 三号	
	二六五九番二の一 四号	
	二六五七番一 五号	
	二六四二番一 六号	

（「次の図」は、省略し、その図面を岐阜県土木整備部砂防課 岐阜県郡上土木事務所及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

公 示

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年六月三十日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人ささゆり
- 三 代表者の氏名 蔵澄 孝治
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県可児郡御嵩町御嵩五三五番地一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、地域に暮らす障がい者（児）の方々にたいして相談支援をはじめ、必要な福祉サービス、求められる福祉事業を行い、日常生活及び社会生活を支援し福祉の増進に寄与することを目的とする。

特定非営利活動法人の定款変更認証申請

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二十五条第三項の規定により特定非営利活動法人の定款変更認証の申請があったので、同条第五項で準用する第十条第二項の規定により次のとおり公示する。

平成二十七年七月二十八日

岐阜県知事 古田 肇

- 一 申請のあった年月日 平成二十七年七月十三日
- 二 特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人龍の瞳倶楽部
- 三 代表者の氏名 今井 隆
- 四 主たる事務所の所在地 岐阜県下呂市萩原町宮田一四三五番地の一
- 五 定款に記載された目的 この法人は、米の品種「龍の瞳」に関わりあつて活動し、農業や地域のくらしを支える良質な水を確保するための森林の整備を行い、河川の浄化を目指す活動を行う。また、水田の生物相を再生させ、都市住民との交流や情緒豊かな子供たちが増えるための活動を行う。そして、これらの活動を通して、中山間地域の農林業の維持発展、都市と農村との交流に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定により大規模

小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商
業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配
慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月十五日

二 届出者の氏名又は名称

三甲株式会社

三 建物の名称及び所在地

ベルプラザ大垣

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

四 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつ

ては代表者の氏名

(変更前) 株式会社エイデン 代表取締役社長 岡嶋 昇一 外一者

(変更後) 株式会社エディオン 代表取締役 久保 允善 外一者

大規模小売店舗の変更の届出に関する件

大規模小売店舗立地法(平成十年法律第九十一号)第六条第二項の規定により大規模
小売店舗の変更の届出があったので、次のとおり同条第三項において準用する同法第五
条第三項の規定により公示する。

なお、その変更届出書等は平成二十七年七月二十八日から四月間岐阜県商工労働部商
業・金融課及び西濃県事務所において縦覧に供する。

また、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配

慮すべき事項について意見を有する者は、この公示の日から四月以内に岐阜県に対し意
見書を提出することができる。

平成二十七年七月二十八日

岐阜県知事 古 田 肇

一 届出年月日

平成二十七年七月十五日

二 届出者の氏名又は名称

三甲株式会社

三 建物の名称及び所在地

ベルプラザ大垣

大垣市室村町三丁目七四番地五 外

四 変更しようとする事項

大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 六、二〇〇平方メートル

(変更後) 一、八六二平方メートル

駐車場の位置及び収容台数

(変更前) 三四〇台

(変更後) 一八七台

駐輪場の位置及び駐輪台数

(変更前) 九六台

(変更後) 五六台

荷さばき施設の位置及び面積

(変更前) 四八二・八一平方メートル

(変更後) 一五九・〇一平方メートル

廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前) 一二七・四三立方メートル

(変更後) 八一・八七立方メートル

大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前十時から午後九時(一部 午前九時三十分から午後八時)

(変更後) 午前十時から午後九時

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

(変更前)

1 荷さばき施設 午前十時から午後六時

2 荷さばき施設 午前九時から午後七時

(変更後)

1 荷さばき施設 午前十時から午後六時

平成二十七年七月二十八日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集

岐阜市三輪ふりとびあ十三
岐阜文芸社